

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認を行わないこと
に関する意見書（案）

安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が発表した報告書を受けて、本年5月15日、集団的自衛権の行使を容認するという憲法解釈の変更の方向性を表明し、第186回国会の会期末までに閣議決定できるよう、政府与党に対し検討を指示した。

集団的自衛権とは、我が国が武力攻撃を受けていないのに、他国防衛を理由に海外での武力行使を認めるものである。これまで歴代政府は、「集団的自衛権の行使は、憲法第9条の下では許されない」と説明してきた。

安倍首相は、「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許される」としているが、安全に重大な影響を及ぼすかどうかの判断をするのは政府であり、その範囲は無制限に拡大する可能性がある。また、これまでの自衛隊の海外派遣に関する「戦闘地域には行かない」「武力行使はしない」という二つの歯止めについて、外す方向で検討することを国会の審議で表明している。

しかし、これでは、戦争しない国であり続けてきた我が国が、海外で戦争できる国に大きく変わり、憲法第9条の平和の原則に反することとなる。

政府が憲法解釈の変更を閣議決定することは、憲法により国家権力の濫用に歯止めを掛けるという立憲主義の否定に他ならない。政府与党の内部を始め、内閣法制局長官の経験者からも批判の声が上がっており、最近のマスコミの世論調査でも、多数の国民が反対の声を上げている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
防衛大臣		